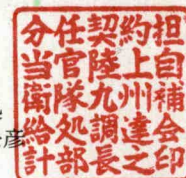


公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊九州補給処
調達会計部長 大重公彦



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号			
4SNE1SE50200		4SPA1A20041 0001					
品名 または 件名							
目達原 2 号建物空調機撤去							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
九州補給処							
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
目達原駐屯地			令和6年11月15日（金）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処 調達会計部契約課

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

入札日時場所：令和6年7月23日 (火) 14時30分 九州補給処総務部管理課糧食班幹部食堂

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 「資格審査結果通知書 (全省庁統一資格)」は令和4・5・6年度を保有し、競争参加可能地域が九州・沖縄の参加資格を有するものであること。

エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する旨指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(2) 入札の方法

ア 同価の場合は抽選により決定する。予定価格に達しなかった場合は、再度入札を実施する。また、郵便による入札参加者が含まれる場合においては令和6年7月31日 (水) 15時30分に再度入札を実施する。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の10% (軽減税率対象品目については8%) に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100 (軽減税率対象品目については108分の100) に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 違約金

- ア 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格の無い者又は参加制限されている者が行った入札
- イ 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- ウ 入札執行時刻に遅延した入札
- エ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 契約書等作成の要否

- ア 契約金額が50万円以上は請書、150万円を超える場合は契約書を作成する。
- イ 適用する契約条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項」

(6) その他

- ア 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、九州補給処ホームページ「入札等参加者心得」第9章を確認し、入札書空白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。
- イ 入札関係委任を受けた者は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。
- ウ 郵便による入札の場合は、入札期日の前日令和6年7月22日(月)12時00分までに必着するように送付すること。その際、送付する封筒の表に「入札件名、〇月〇日〇〇〇〇の入札書在中」と明記するとともに、事前に調達会計部契約課担当まで電話連絡すること。
- エ その他入札及び契約心得を厳守すること。
掲示場所：陸上自衛隊九州補給処調達会計部契約課事務室及び陸上自衛隊九州補給処ホームページ
- オ 「資格審査結果通知書」の写しを入札開始前までに提出すること。
- カ 第7項第1号カの「資本関係又は人的関係のある者」については、入札等参加者心得を参照
- キ 入札室へのパソコン・タブレット・スマートフォン(画面サイズ7.0インチ以上)の持込は禁止

(7) 公告掲示場所

- ア 鳥栖、佐賀、久留米、福岡の各商工会議所
- イ 福岡、小郡、久留米の各駐屯地会計隊及び目達原駐屯地調達会計部
- ウ 陸上自衛隊九州補給処ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/dep/index.htm>

(8) 問い合わせ先

- ア 住所等
〒842-0032
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1
TEL 0952-52-2161 FAX 0952-52-3748
- イ 入札に関すること
九州補給処調達会計部契約課 第2契約班 担当 御手洗(みたらい) (内線2319)

品目等内訳書

契約実施計画番号		調達要求番号		4SNE1SE50200		物品番号		名		単位		数量		単価		金額		銘柄		納地		指定	
NO		調達要求番号		物品番号		部品番号		または規格		使用器材名		仕様書番号		ST		1.00		使用期限等		搬入場所		検査	
1		4SPA1A2004I		0001		目達原2号建物空調機撤去		仕様書のとおり										九州補給処		目達原駐屯地		令和6年11月15日	

目達原駐屯地
令和6年11月15日

- 以下 余 白 -

目達原2号建物空調機撤去

件名	目達原2号建物空調機撤去			図面番号	1 / 3
図名	表紙			縮尺	—
総務部長	管理課長	営繕班長	工事企画係長	担当	
					
陸上自衛隊 目達原駐屯地				作成年月	R 6 . 7

仕 様 書

- 1 件 名：目達原2号建物空調機撤去
- 2 場 所：佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7番1 陸上自衛隊目達原駐屯地
- 3 概 要：空調機（内機、外機、リモコン、取付金具含む）撤去74組
- 4 一般事項

(1) 本作業は、本設計図書によるか特記事項及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（機械設備工事編・電気設備工事編）令和4年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（機械設備工事編・電気設備工事編）令和4年版」による。

(2) 本作業に使用する材料は、全て監督官の検査を受けた合格品のみを使用する

(3) 請負者は作業実施にあたり、仕様書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。

(4) 請負者は作業実施にあたり、本作業以外の他の部位を汚破損した場合は、請負者の責任により原形に復旧するものとする。

(5) 請負者は作業実施にあたり、安全管理に留意すると共に作業終了後は現場の整理整頓、清掃をするものとする。

(6) 本作業に際して、本仕様書に明記なき事項についても施工上当然処置すべき事項は、請負者の負担で実施するものとする。

(7) 本作業の作業写真は、デジタルカメラ等を使用し、着工前、使用材料、各工程、完成及び監督官の指示するところをを撮影し、監督官に1部提出するものとする。

(8) 入出門、物品の搬入、搬出、提出書類は部隊で定めた規則によるものとする。

(9) 本作業に使用する電気、水については、請負者側で準備するものとする。

(10) 発生材で、金属屑については駐屯地内の監督官の指示する場所に集積し整理する。又、金属屑以外の物については、請負者の責任において適切に処分する。

(11) 本作業実施の際には、十分な安全対策を講じ、常に注意を怠らないものとする。万が一事故が生じた際は速やかに監督官に報告及び対処するものとする。また、災害事故・破損発生等については必ず請負業者責任とし、速やかに原形に復元する。なお、その際官側としての補償は、一切行わない。
- 5 特記事項

(1) 施工日程については監督官と調整する。

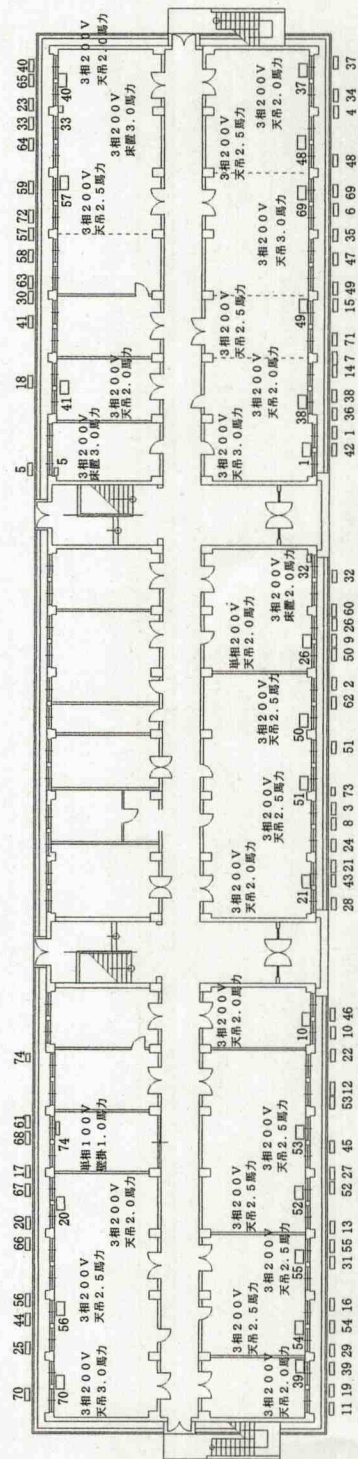
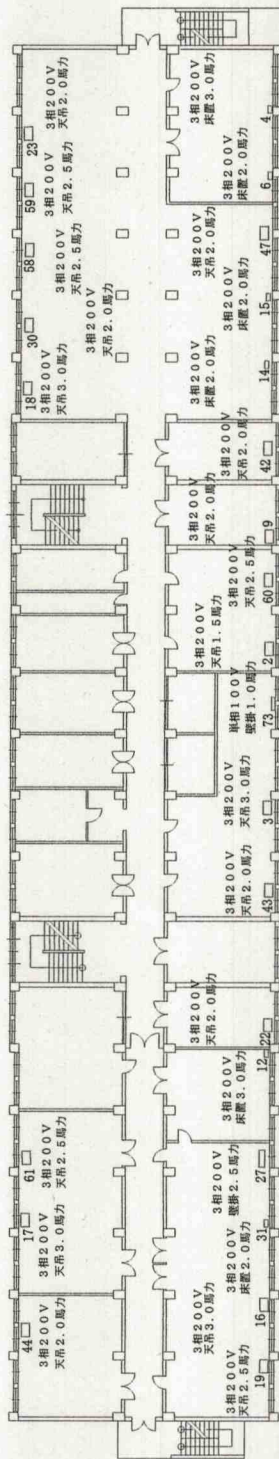
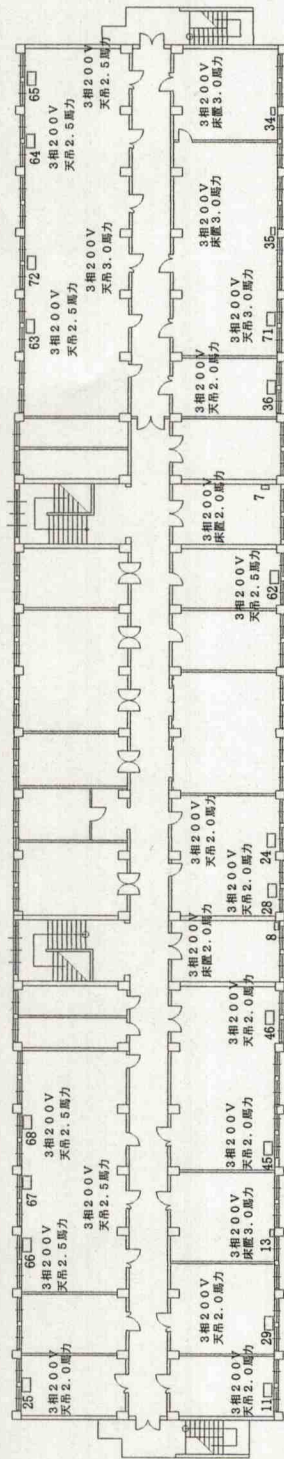
(2) 1～36（36台）の空調機は冷媒ガスを回収し破滅処理証明書の写しを一部監督官に提出する

(3) 37～74（38台）の空調機はボンブダウンし冷媒ガスを室外機に収める。また、再使用予定品につき取り外しには注意する。

(4) 冷媒配管、ダクト、連絡電線、室外機基礎撤去は含まない。

- (5) 天吊り型空調機の設置高さは平均FL上2,900mm。
- (6) 室外機は地上設置。
- (7) 再使用予定内外機は配管接続口に既設フレアナットを取付け水、ゴミ等の混入を防止する処置を施す。
- (8) 撤去空調機は監督官の指示する場所に集積する。
- (9) 冷媒ガス回収空調機は天吊1.5馬力1台、天吊2馬力14台、床置2馬力7台、天吊2.5馬力1台、壁掛2.5馬力1台、天吊3馬力5台、床置3馬力7台。
- (10) 再使用予定空調機は壁掛1馬力2台、天吊2馬力11台、天吊2.5馬力21台、天吊3馬力4台。

件 名	目達原 2 号建物空調機撤去		図面番号	2 / 3
図 名	図示		縮 尺	—
陸上自衛隊 目達原駐屯地			作成年月	R 6. 7



建面積：1,479.70m²
延面積：4,466.28m²
構造：RC-3

件 名	目達原 2 号建物空調機撤去	図面番号	3 / 3
図 名	撤去空調機位置図	縮 尺	—
陸上自衛隊 目達原駐屯地		作成年月	R 6. 7